

上尾市土曜日共同保育実施要領

〔 令和 7 年 2 月 3 日 〕
市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要領は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和 5 年 5 月 1 9 日こ成保 3 8、5 文科初第 4 8 3 号）その他の関係通知で規定する共同保育について、保育の質を確保した上で適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土曜日共同保育 他の施設・事業所に在籍しているこどもを土曜日に受け入れて行う共同保育
- (2) 実施施設 土曜日共同保育を依頼施設から依頼されて実施する施設
- (3) 依頼施設 土曜日共同保育を実施施設に依頼する施設

（事前協議）

第 3 条 土曜日共同保育を開始しようとする実施施設及び依頼施設は、開始日が属する月の前々月の末日までに、必要書類を添えて土曜日共同保育に関する事前協議書（様式第 1 号）を市に提出し、協議しなければならない。

2 実施施設及び依頼施設は、事前協議の終了後、土曜日共同保育を開始する日までに、当該施設・事業所の運営規程の変更手続きを行わなければならない。

3 現に土曜日共同保育を実施する実施施設及び依頼施設が実施内容等の変更を行う場合又は土曜日共同保育を終了する場合は、前項の規定にならない、事前協議及び運営規程の変更手続きを行わなければならない。

（保護者の同意）

第 4 条 実施施設及び依頼施設は、土曜日共同保育の実施にあたり、在籍する全てのこどもの保護者に書面で説明を行い、書面で同意を得るものとする。

2 土曜日共同保育を実施する実施施設及び依頼施設は、保護者に事前に説明し、書面で同意を得た上で、保育を提供するこどもに関する情報（疾患、アレルギー情報等）について、土曜日共同保育の実施に必要な範囲内で共有することができる。

3 前各項の同意が得られない場合には、土曜日共同保育は実施できない。

4 土曜日共同保育を実施する実施施設及び依頼施設は、土曜日共同保育の実施に際して得られた個人情報について、適切に管理し、その他の目的に使用してはならない。また、土曜日共同保育の終了後も同様とする。

（施設・事業所間の協議）

第5条 実施施設及び依頼施設は、土曜日共同保育の安全対策、責任体制、費用負担、職員配置その他土曜日共同保育の実施に必要な事項について十分に協議を行い、書面をもって合意した上で土曜日共同保育を開始するものとする。

（設備運営基準等）

第6条 設備運営基準及び職員配置基準は実施施設に適用される基準を用いる。

2 前項に規定する内容以外の基準は、市長が別に定めるものによる。

（費用徴収）

第7条 土曜日共同保育の実施によって生じる費用は、実施施設若しくは依頼施設又はこれらが共同して負担するものとし、保護者からの費用徴収は認めない。

（非常災害対応）

第8条 土曜日共同保育を実施する実施施設及び依頼施設は、災害時の人員体制、指揮系統、備蓄品、職員等の連絡先その他災害に備えて決定又は共有しておくべき事項について協議し、予め土曜日共同保育の実施中の非常災害対策計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、実施施設において定めている非常災害対策計画に必要な事項を追加して作成することができる。

3 第1項の規定により非常災害対策計画を作成した場合又は前項の規定により非常災害対策計画を変更した場合は、作成又は変更した計画を市へ提

出するものとする。

(他自治体の施設・事業所との共同保育)

第9条 実施施設又は依頼施設が他自治体に所在する場合は、当該施設の運営状況等を勘案のうえ、市が認める場合に限り土曜日共同保育を実施することができる。

2 前項の規定により他自治体に所在する施設と土曜日共同保育を実施する場合は、当該他自治体で定める土曜共同保育の実施の手続きも行わなければならない。

(報告等)

第10条 土曜日共同保育を実施する実施施設及び依頼施設は、市が土曜日共同保育の実施内容の確認のために、書類の提出、施設への立入調査を求めた場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、土曜日共同保育について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。